

千葉県環境影響評価条例（平成 10 年千葉県条例第 26 号）（抜粋）

（準備書の作成）

第十四条 事業者は、前条第一項の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次の各号に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

一 第六条第一項第一号から第三号まで（※）に掲げる事項

※第六条第一項第一号から第三号まで

一 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 対象事業の名称、目的及び内容

三 対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況

二 第九条第一項の意見（＝方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見）の概要

三 第十条第一項の知事の意見

四 前二号の意見についての事業者の見解

五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

六 環境影響評価の結果として次に掲げるもの

イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

ロ 環境の保全のための措置（当該措置の代替案の検討その他当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ハ 環境影響評価を行った後の環境の状況を監視するために実施する調査の時期、項目及び方法並びに当該調査の結果の公表に関する計画（以下「監視計画」という。）その他当該環境の状況の把握のための措置

ニ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

ホ 調査の結果

七 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（準備書等の送付）

第十六条 事業者は、前条第一項の承認を受けた後、知事及び第六条の二第二項第一号の規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第九条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十三条第一項の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み同号の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。）を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を、準備書説明会計画書に記載された準備書説明会の開催を予定する日の三十日前までであり、かつ、法令又は条例に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許可等」という。）を求める行為その他の規則で定める行為を行う前までに、送付しなければならない。

(準備書についての知事の見解)

第二十一条 知事は、見解書の送付を受けたとき、又は第十九条第一項の見解書が提出されなかったときは、事業者に対し、規則で定める期間内に、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により知事が準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「第七条に規定する市町村長」とあるのは「関係市町村長」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十一条第二項において準用する前項」と、「前条第一項の見解」とあるのは「第十九条第一項の見解及び見解書に記載された見解並びに第二十二条第一項の規定により公聴会が開催された場合にあっては当該公聴会において述べられた意見」と読み替えるものとする。

第十条第二項及び第三項 <読み替え後>

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、知事は、第二十一条第二項において準用する前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、第十九条第一項の見解及び見解書に記載された見解並びに第二十二条第一項の規定により公聴会が開催された場合にあっては当該公聴会において述べられた意見に配慮するものとする。

千葉県環境影響評価条例（平成10年千葉県条例第39号）（抜粋）

第2節 県条例対象事業に係る市長意見の形成の手続

第51条 市長は、県条例第10条第2項（県条例第21条第2項（県条例第41条第3項の規定により読み替えて適用される場合及び県条例第45条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合及び県条例第41条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、県条例第46条第2項及び県条例第53条第2項の規定により知事に対し意見を述べようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。